

2025年6月2日

各位

会社名 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

代表者名 代表取締役社長 石坂 信也

(コード:3319 東証プライム)

問合せ先執行役員最高財務責任者中村や

(TEL. 03-5656-2888)

会社名 株式会社 TGT ホールディングス

代表者名 代表取締役 水谷 謙作

(訂正)株式会社 TGT ホールディングスによる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う 公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社 TGT ホールディングスは、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの株券等を対象とする公開買付けに関する 2025 年 5 月 16 日付公開買付届出書(2025 年 5 月 26 日付及び 2025 年 5 月 29 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 6 月 2 日付で関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、2025年5月16日付「公開買付開始公告」(2025年5月26日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社 TGT ホールディングス (公開買付者) が、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン (本公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条 第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年6月2日付「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

各位

会社名 株式会社 TGT ホールディングス 代表者名 代表取締役 水谷 謙作

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社 TGT ホールディングス(以下「公開買付者」といいます。) は、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン(証券コード:3319、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。) の普通株式(以下「対象者株式」といいます。) 及び新株予約権に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。) を 2025 年 5 月 16 日より開始しております。

今般、公開買付者は、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。)第 27 条第 2 項但書に基づき、2025 年 5 月 29 日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2025 年 5 月 30 日から公開買付者による対象者の普通株式の取得が可能となったことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書(2025 年 5 月 26 日付及び 2025 年 5 月 29 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含み、以下「本公開買付届出書」といいます。)及びその添付書類である 2025 年 5 月 16 日付「公開買付開始公告」(2025 年 5 月 26 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含み、以下「本公開買付開始公告」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 6 月 2 日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

本公開買付開始公告の訂正

本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

- (11) その他買付け等の条件及び方法
 - ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法 (訂正前)

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第1項の定めによる事前届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

以 上